

4月24日 都市消防委員会（田口一登議員・青木ともこ議員）

安全確保の強化と公共空間活用による収益 屋外広告物の規制を見直し

4月24日の都市消防委員会で、「屋外広告物の規制の見直し」について説明がありました。

2015年2月の札幌での看板落下事故を契機に屋外広告物の安全対策強化が注目されたこと、公園や学校などの公共空間にイベント広告などを設置して広告料収入を得て地域活性化に役立てることを狙って、名古屋市広告景観審議会に諮問し、昨年2月の答申をから今回の見直し案が策定されました。

管理義務を明確化し特別点検を義務化

安全対策については、所有者などに管理義務や安全点検の義務がない状態で、設置許可が必要なものでも無資格者による安全点検程度しか行われず、継続申請にも現状写真が添付されず状況把握もできていないのが実態です。

見直しでは、すべての看板を対象に安全対策を強化し、管理義務を明確化。毎年の定期点検の義務化とともに一定規模以上の広告物（高さ4m以上や面積が10㎡以上）は有資格者（屋外広告士、建築士、電気工事士など）による3年毎の特別点検を義務付けます。

事故の原因には強風が多い

札幌の事故看板は25kgの重さでした。青木ともこ議員が「看板の重量は安全点検の基準にかかわるのか」とただすと「設置するときの安全基準や許可の中には構造チェックはなく、大きさや設置場所のみ。大きな看板は工作物確認の中で風圧計算などを行っている。事故は強風が原因になっていることが多い」と説明がありました。

広告料収入のため、道路や公園等は原則禁止から設置可能へ緩和

これまで良好な景観や風致を阻害しない観点から広告規制がされてきましたが、広告料を得てまちの賑わい創出等に資する広告物の設置を可能にする見直しが提案されました。設置主体は都市再生推進法人、道路協力団体及びこれらに準ずる団体、国・地方公共団体（国・地方公共団体と事業契約等を締結した民間事業者を含む）で、掲示期間は3カ月以内です。

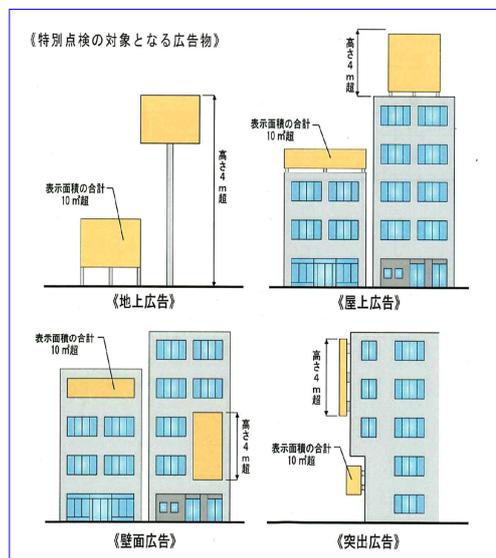
イベント広告や工事仮囲い広告など

規制緩和で設置可能となる事例として、都市公園でのイベント広告や歩道への工事用仮囲い広告、街路灯へのバナー広告などが想定されています。

高速道路のなどの両側500m以内の居住地域は禁止区域から除外されることに対し、青木議員が「安全対策上問題はないのか」とただしました。当局は「1990年当時は高速道路の沿線で野立て看板が多く問題化していたので幹線道路も規制した。住居専用地域なので住環境にも配慮して禁止にした。緩和しても点滅規制はある。高速道路も都市高も、路盤より高いところは点滅や蛍光は禁止。東名高速は300m以内も同様な規制がある。安全上問題があるものは規制している」と答えました。

パブコメ後に条例改正

6月にパブコメを行った後に屋外広告物条例の改正が市議会に提案される予定です。



◆設置が可能となる禁止地域

- ★第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区
- ★東名高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海道新幹線（一部区間）の両側500m以内の地域で、路面又は路盤面高以上（住居専用地域、市街化調整区域に限る）
- ★都市公園
- ★官公署、学校、図書館、公会堂、公民館の敷地

屋外広告物の許可件数

種別	2014年度	2015年度	2016年度
地上広告	3,510件	3,771件	4,097件
屋上広告	1,144件	1,186件	1,428件
壁面広告	3,858件	3,943件	4,342件
突出広告	780件	837件	926件
その他	416件	386件	419件
合計	9,708件	10,123件	11,212件

備考：2017年3月31日現在。その他は、はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告幕、車体広告など

